官刻
孝義録
尾張 遠江 三河
三

内閣文庫
和書 類
二一一四一 號
五〆 冊
一五七 函
三二 架

内閣文庫
番號	和 11141
冊數	50 (3)
函號	157 397

孝義録巻之三

日本政府図書
内閣文庫

尾張国

孝行者　尾張殿領分　名古屋城下上七間町　町人安三右衛門伜　安三右衛門　二十七歳　宝暦十二年　褒美

孝行者　同領　海西郡高ケ地村　百姓若六娘　そよ　四十四歳　安永三年　褒美

孝行者　同領　海西郡大宝新田　百姓甚之郎娘　まさ　四十八歳　安永九年　褒美

孝行者　同領　知多郡小野浦村　百姓清左衛門妹　かの　三十八歳　天明元年　褒美

孝行者　同領　知多郡成岩村　百姓孫左衛門娘　ひさ　三十四歳　天明元年　褒美

忠義者　同領　知多郡古見村　百姓只右衛門下女　なつ　五十六歳　天明元年　褒美

兄弟睦者　同領名古屋城下山田町　町人借屋住桶屋　若狭　二十三歳　天明元年褒美

兄弟睦者　同領同所　若狭弟　若右衛門　二十一歳　同時褒美

兄弟睦者　同領同所　同姉　るよ　二十七歳　同時褒美

○貞節者　同領海東郡新居屋村　百姓文蔵後家　その　三十二歳　天明二年褒美

孝行者　同領知多郡牛毛荒井村　百姓　儀助　五十一歳　天明二年褒美

○孝行者　同領海東郡日置村　百姓　丹六　七十五歳　天明二年褒美

孝行者　同領知多郡押切村　百姓借屋住利兵衛清次男　吉右衛門　二十八歳　天明二年褒美

孝行者　同領春日井郡清洲村　百姓政右衛門娘　りん　四十二歳　天明三年褒美

貞節者　同領春日井郡上水野村　百姓増右衛門妻　いろ　四十六歳　天明三年褒美

孝行者　同領海東郡八ッ屋村　山伏若王娘　くめ　十九歳　天明三年褒美

孝行者　同領同所　同　そよ

○孝行者　同領知多郡日置村　百姓借屋住　代右　十歳　天明三年褒美

孝行者　同領名古屋城下本重町中道　町人借屋住　源蔵　四十歳　天明三年褒美

孝行者　同領名古屋城下本重町中道　町人借屋住甚六娘　その　三十三歳　天明三年褒美

孝行者　同領名古屋城下本重町　火之見番定八倅　定吉　二十二歳　天明三年褒美

孝行者　同領知多郡廣井村　百姓借屋住　松右衛門　六十歳　天明三年褒美

国立公文書館
National Archives of Japan

孝行者　同領　名古屋城下餌差町　町人借屋住　しつ　三十歳　天明二年褒美

孝行者　同領　海西郡福原新田　百姓太左衛門父　太右衛門　四十八歳　天明二年褒美

貞節者　同領　海西郡東門村　百姓磯右衛門妻　てつ　七十六歳　天明四年褒美

孝行者　同領　春日井郡阿原村　百姓　文左衛門　三十歳　天明四年褒美

孝行者　同領　春日井郡阿原村　百姓伝四郎娘　とよ　四十四歳　天明四年褒美

孝行者　同領　中島郡一之宮村　百姓茂左衛門倅　林左衛門　四十七歳　天明四年褒美

孝行者　同領　愛知郡二女子村　百姓　佐右衛門　六十四歳　天明四年褒美

孝行者　同領　知多郡小ゝ方村　百姓弾蔵娘　まん　六十八歳　天明四年褒美

孝行者　同領　知多郡西阿野村　百姓六郎右衛門後家　かる　三十八歳　天明四年褒美

孝行者　同領　知多郡大谷村　百姓　太次右衛門　四十六歳　天明四年褒美

孝行者　同領　知多郡名和村　庄屋五左衛門妻　こよ　五十六歳　天明四年褒美

孝行者　同領　知多郡久米村　百姓　勘右衛門　六十一歳　天明四年褒美

孝行者　同領　春日井郡小幡村　百姓孫助後家倅　安次郎　八歳　天明四年褒美

孝行者　同領　愛知郡熱田須賀浦中町　町人　長八　四十一歳　天明四年褒美

孝行者　同領　同所　長八妻　とま　三十三歳　同時褒美

孝行者　同領　愛知郡熱田須賀浦大瀬子町　町人小左衛門後家娘　妙こさ　二十六歳　天明四年褒美

○孝行者　同領 愛知郡熱田　社家鏡味福本大夫娘　のふ　二十九歳　天明四年褒美

孝行者　同領 名古屋城下清水町　町人若六後家廿紀娘　くの　三十六歳　天明四年褒美

忠義者　同領 名古屋城下上小園町　定使　甚七　二十九歳　天明四年褒美

孝行者　同領 中島郡苅安賀村　百姓安右衛門妻　みよ　五十七歳　天明五年褒美

農業出精　同領 春日井郡春日井原新田　先庄屋　彦次郎　五十五歳　天明五年褒美

農業出精　同領 海東郡木田村　百姓　要蔵　四十六歳　天明五年褒美

農業出精　同領 同所　要蔵忰　理左衛門　二十歳　同時褒美

孝行者　同領 愛知郡古渡村　百姓新助後家娘　かめ　二十一歳　天明五年褒美

孝行者　同領 名古屋城下笹屋町　町人借屋住利助忰　忠次郎　二十八歳　天明五年褒美

孝行者　同領 名古屋城下笹屋町　町人借屋住勘七忰　弥助　三十一歳　天明五年褒美

孝行者　同領 名古屋城下下小園町　町人借屋住長十郎娘　ちよ　二十九歳　天明五年褒美

孝行者　同領 名古屋城下建中寺門前　町人借屋住定平娘　さく　二十三歳　天明五年褒美

孝行者　同領 名古屋城下下小園町　町人家持若蔵妹　まん　三十七歳　天明五年褒美

孝行者　同領 名古屋城下呉服町　町人借屋住　喜右衛門　四十歳　天明五年褒美

孝行者　同領 同所　喜右衛門娘　せん　四十三歳　同時褒美

孝行者　同領 名古屋城下伊勢町　町人家持大工　元右衛門　五十歳　天明五年褒美

孝行者 同領 家来加茂図書助采地羽城住居 樵師文七悴 勘次郎 二十二歳 天明五年褒美

孝行者 同領 同所 同娘 たね 四十三歳 同時褒美

孝行者 同領 丹羽郡丹羽村 百姓庄九郎妻 ま次羅 三十三歳 天明六年褒美

孝行者 同領 中嶋郡一ノ宮村 百姓 宗七 五十一歳 天明六年褒美

孝行者 同領 丹羽郡林野村 百姓若八後家娘 きゐ 五十一歳 天明六年褒美

孝行者 同領 知多郡村木村 百姓 勘太郎 三十五歳 天明六年褒美

孝行者 同領 同所 勘太郎姪 たや 四十二歳 同時褒美

孝行者 同領 丹羽郡楽田村 醫者 鈴村雲拙 五十九歳 天明六年褒美

孝行者 同領 葉栗郡笹野村 故庄屋宗右衛門妻 その 二十六歳 天明六年褒美

孝行者 同領 中嶋郡宮地花池村 百姓吉右衛門伜 新四郎 五十五歳 天明七年褒美

孝行者 同領 中嶋郡宮地花池村 百姓 源右衛門 六十八歳 天明七年褒美

孝行者 同領 葉栗郡光明寺村 百姓 常七 二十三歳 天明七年褒美

孝行者 同領 中嶋郡花井方村 百姓弥右衛門娘 こん 四十三歳 天明七年褒美

孝行者 同領 知多郡石濱村 百姓伝右衛門娘 いぬ 二十二歳 天明七年褒美

孝行者 同領 春日井郡田楽村 百姓捨吉妻 よね 四十一歳 寛政元年褒美

孝行者 同領 丹羽郡奥入鹿村 百姓教吉妻 きん 二十七歳 寛政元年褒美

孝行者　同領　春日井郡春日井末新田　百姓　鶴助　六十二歳　寛政二年褒美

忠義者　同領　名古屋城下孫徳町　町人本屋久兵衛下男　孫八　六十九歳　寛政二年褒美

忠義者　同領　名古屋城下下長者町　町人吉田屋甚兵衛下男　治郎助　六十九歳　寛政二年褒美

孝行者せよ

せよハ海西郡鳥ヶ地村の百姓善六か娘なり善六ハ家貧しくして農具肥しなとも乏しけれハ作業心にまかせすて川番小穀生活して又ハ人にやとはれなとして世渡りけるかしかも十年此のかたハさいはひなく貧しく身もよはりてこしまくらしかねしからすそよ人のもとめに縫もの業をし機を織りそれ賃銭を得てしよくさいそして貢物とも怠りなく納めけれとたかきを父のやしなひをなくともやらんとて己ハ常に麁食をのミそて食ひなる善六七八年さき比よりハ大酒をこのミて志てしくしるく

かゝること例まれなりし孝婦くるまなく救らさまして
風雨もいとはす看病ありしこと物ハいる附ハ人かまゝく従
ちなき事なとをいひあひ思ふおもひハとかく人にね
いろく家系をさまくこゝろそあとよりかへらんなと
いふをとかくいひ皆免つるひそのまゝそれ故ふを猶てこ
えりくれれゆゑ心ひ物よぬ夜の孝ハ道のことも
人の邉おとふ那居る事もありしと思ふへちり
乃蚊帳を指切て父の身をおほひ寝れハこ川
からハいふのしくふせくらんかと人くあやしみ
あひ名ハ苦ハもとより正直なるをれなりし酒
を飲ことふハかく致ふるまひ多かりしか近ころ弥いそよ
この孝心に感しそれの跡をつくしとて後こゝを
の人にも嫁ハ志をかくとめくらす愛へしとそ安永字
に領主より褒美をとらせられけり

貞節者之川

海東郡新居屋村に貞しきものありしか其の夫の文蔵
おの七年よ死ちし世を去し夫とりまゝ遂に病
床のうちにゆき孫さ孫ハまくさかんなりのち
遂死せん後よハ川ゝも嫁しさるへく後夫をむ
かへしといひしにもし病いえなとして不幸なる

事もあらハ我身にかはりて母人につかへ子ともをも
そたてゝ家れ相續をなさしむへし業しさせよと
なくと称んなるにいらへ若きをまつ文義ありける
けれハ親族あつまりて老たる姑二人のおさなきをそ
乃身諸ともにへく四人の口すきハ女わか力にて及ひかたし
いかにも遠きに志あらハ後夫をもむかふへしといふ
まとらすてめしにやうやく佛道に心をよせ肉食を
もたちてあまよにまよひえましと絶ちてひたる程に
く二人の子ともも世を早うせしかハいよく親類にあ
はかへ外へもあらせんといひけるかハ数艱難の中

かゝる物見乃心をかへさして其のゝち剃髪の孫ならひ
もなくしこそ姑ハ年のゆたかなる生涯つゝかなく常にはたら
なき事をいひおこしたるにもかゝるそふ事なく
いかにもやはらかに睦しくまつりけり遂に諸親族
乃うちにも貞孝を世にかゝる姑乃非道の嫁か
ゆるひなきかしかと心をつくし孝よく葉にかへたる諸
たとひその身乃うけかひかたき事をいひつけても
先なにことにも従ひけりふへしか我及ひかたき事
あれとこれハ遂ひ悦てさらせんとそさとしける
文義世にありし程ハ右仕ふ人もありしとかと

今ハかく数反の土をもつ家となりしもはしめ捿免くより
から耕しあるハ績をなす事を業として貧しく
世をわたりし間も里の人々も彼か行ひ乃正しきに
感じてなにくれとなく慇懃にいひかはして
なかはらぬ事となく領主にもきこえけれハ天明
二年といふ年褒美せられき

孝行者 丹六

丹六ハ海東郡日置村の百姓なりし若き時より孝
心深くおさなかりしに暮しけれとも遠き方に勤め
をも多くハ同村乃うちに居て来ても小暇をもちひ二
親をやしなひしハ父ハとくうせ妻子もなくなりて
それより十三年このかたハ只母ひとりをやしなひぬ己も
やうやくに年老ぬれハとてに奉公をやめ農事を
もなさて附木割松続れ実なとの賣買ありきあり
ありてハ草履草鞋を作りて世わたりとせしか
母ハ老さらばゆかりけれとも病おもくして常に丹六かう
個へよる食物をも手つからあたへしハ起居
も自由ならぬ明くれ彼かくとゝまるを待し程に飯
ハ不附よハ心をそ北側をはなれす暇あるハ近さ
村々へ商ひに出母の好める物を求め帰りてすゝめ

し孫ふ母もまゝ女を孫をとひなり寺に詣てると
ころとしいへハやゝらくにそ切つゝなり何心ふ申のゝ外
孝ハ今まさハ聊も母の心ふ満ざる事なくして只
六年領主より彼か年おいらく程母に仕ふる事孝
なりとて褒美をあたへつかはさる時に年七十五となるん

孝行者代吉

代吉ハ愛知郡日置村観福寺裏の借屋ふ住む者なり
幼くして父をうしなひ母とまとし二人くらして至
に貧しくいとなみしに常に母にかつかへてよくめ
これ寺に落葉をひろひあるハ麦さりなとしけれ

くにかへる銭あひしに初て彼か母れ労にか
ゝまるとゆくこなる麦売なとあくこへなりまつらり
商ひをもせしか日くにかりのふ家なく飯くまゐ
まいる事れあるにそれ膳の肴あまとハ必つくとり庵
まらく母にまつむ弐附代吉風邪にをかされて熱
かゝりしか泣ないありさと母れあやしミ尋けれ
ハ日ある祖をかゝくして世話するゝまっつりれなく
なるやかしけれハ母人にはなさんもなかなかく
さらハ身請とそいなって世話るくなくてんなん
と思くしくそ病ひける母れ病に臥りとくり

湯藥すゝむるにハ食物をあたへときゞく高ひよ物る
時ハ隣乃人ゝにもかんを添させたへなと祈んてつよ参る
けるをかくいやうしき者なるか母ともれのいつをある
さるあハうさしていつくしかなしにせよし天明三年
領主に聞えて速ハ褒美をあたへゝく賞せられ
こゝ時よ年十歳

孝行者安次郎

安次郎ハ壹日丹郡小幡村乃百姓孫助といふもの父
乃母を戌早ら世しけれハ三歳よなるまでる妹とくもあり
母れやしなひをうけるまましひゝふくる

しけれハ白くに近き里よ袖乞して母をたすけ
志か此春より母れ黄胖といへる病よ臥したえく
成とる時ハさあし猶にまさくに飢渇よも及ふへき
を安次郎ハそれ母を抱よんを負てよ袖乞して食
事をも乞てかへしにわかゝら食物をあたふる者あれ
ハよく持かへりて母よすゝめあまりあるハ妹にも
あたへまたそれなきハ麦の粉或ハうしかさる稗をたくはへ
糧ともしときゝ稼なく墓よふすのしくに蚊帳もなけれ
あいとふあることも小麦藁をかり重ねもとより母の
かたへよりくひあそしていと孫ん次よつくへしかせりしる

しもかくて怠りなくせぬやうにし後ハ妹をよく
はぐくむ事をもあつくして幼稚のものにハおのれが身
なりと頭迄にもきこえしかハ天明四年公より褒美
せられし時にとし八歳

孝行者の娘

のぶハ愛知郡熱田の社人鷲見福右衛門の娘なり
母ハ同じ社家の娘なりしが父の年月貧窮にくる
しみけれハ朝夕の煙さへたえ〴〵なるまゝ迄ハ二十年は
かりさる親に事故ありて父母ともに離別
せりかくありし後母ハのぶと親里に残しをきて

京都そのあたりなる方に奉公せしがやがて都に住居を
むすびのぶをも呼とりてあまたの人にまじハりさせし年あり
安永四年福右衛門事頭人役とゝのふへきに
あてられし事ありけるにのぶハその事を聞て父の
年老て貧しさに此度の費多く事志けるを
んなどいひあひて勤めのふなどいひやりしく熱田に
おもむきそれ労苦をたすけまいらせんとよく心をつくしける母
ふあひ主人にもいとまをこうけしか迄ハ母も彼の孝
心に感し聊人の金けるを分て里集めやう
て熱田に住ひて孝心をつくしての後孫遅安ちしていつれ

ことかゝぬハ世わたりとなすへく稼事をも怠らせさりし
かくて親にかへらんとせし時母よりいひおこせしハ父の
老らく且貧しく行末乃事覚束なけれハ我
身ハ此地にとゞまりて居へく汝ハいかにも心のまゝにその
上親よりのかへしに従ひて母よりのかれて父を養ひけ
里父乃ことハいとく貧しく身を立へきよすかもなきを
迷ハ日々に小抱えて世渡りしけるか今ハ村おもふにあん
備かならされハそれよりもなし始まりし経まのふハ
持てるなし衣服なとこともく質代となしいふなる
針まさ人よりやとハれなとして養ひ乃たよりとせ

里迷ここ孫ハ米乃価高く貴く小人もなく家あ
まり難難にありしけれハ志ありけれハ稼業ふもいそく
まることハ人の妻ともなりまらし又媒さるものもあ
まりし老たる父乃よるへなかりて家のうちハけりんかり
いかにもして介抱をとけ父か死後ハ親への不見
舞に対面せんとおもふのみ外乃事なしといふへく
いよく孝養にんをつくしける中にも父の飲くふ
物ハ何らのくもそれ里よ海の世し福よりつるを領主
小むえくく褒美をとらせられしハ天明四年乃
事なりき

三河國

奇特者	御代官支配所 額田郡亀穴村	百姓	長太夫 歳不知	御褒美 不知
奇特者	同支配所 渥美郡城下村	名主	源太郎 六十歳	元文五年 御褒美
奇特者	同支配所 宝飯郡赤坂宿	問屋	善十郎 五十六歳	寛政六年 御褒美
奇特者	同支配所 八名郡乗本村	名主	八左衛門 六十七歳	同時 御褒美
奇特者	同支配所 八名郡大野村	名主	久兵衛 四十九歳	同時 御褒美
奇特者	同支配所 幡豆郡尾花村	名主	吉左衛門 五十歳	同時 御褒美
奇特者	同支配所 宝飯郡国府村	百姓	太郎右衛門 五十一歳	寛政六年 御褒美

奇特者　同支配所　宝飯郡為当村　百姓　長三郎　四十九歳　同時御褒美

奇特者　同支配所　宝飯郡八幡村　百姓　忠左衛門　四十二歳　同時御褒美

孝行者　松平伊豆守領分　八名郡天王村　百姓　九郎右衛門　五十五歳　安永六年御褒美

孝行者　同領　渥美郡牟呂村　百姓　忠太郎　五十二歳　天明七年御褒美

孝行者　同領　宝飯郡[illegible]谷村　百姓　十蔵　十八歳　天明八年御褒美

忠義者　松平和泉守領分　西尾城下本町　町人清七下男　又吉　四十七歳　天明八年御褒美

忠孝者　同領　幡豆郡深池村　百姓甚平後家まさの娘　きん　三十八歳　寛政三年御褒美

孝行者　同領　西尾城下天王町　町人京右衛門妻　いの　三十五歳　寛政二年御褒美

孝行者　同領　西尾城下木町　町人　七右衛門

孝行者　同領　同所　七右衛門倅　七蔵　五十六歳　寛政三年御褒美

孝行者　水野左近将監領分　額田郡古部村　百姓権右衛門娘　とら　四十二歳　享保十七年御褒美

孝行者　本多中務大輔領分　額田郡切山村　百姓　甚右衛門　五十八歳　安永六年御褒美

孝行者　同領　碧海郡三ツ木村枝郷上福桶村　無田百姓孫右衛門娘　とみ　四十七歳　安永六年御褒美

兄弟睦者　同領　幡豆郡野場村　百姓惣太郎妹　そつ　六十七歳　安永六年御褒美

孝行者　同領　碧海郡中村枝江正名村　無田百姓新七倅　佐之助　三十一歳　安永六年御褒美

孝行者　同領　岡崎城下材木町　町人鍛冶　彦助　五十八歳　安永六年御褒美

孝行者　同領碧海郡大林村　店借　幸左衛門　三十二歳　安永六年褒美

孝行者　同領碧海郡中村枝口二軒屋　百姓七三郎娘　そよ　二十七歳　安永六年褒美

孝行者　同領同郡　同　つよ　二十六歳　同時褒美

孝行者　同領同郡　同　きの　二十歳　同時褒美

孝行者　同領同郡　同　こな　十二歳　同時褒美

孝行者　同領碧海郡小門村　百姓勘三郎悴　吉七　三十一歳　安永六年褒美

孝行者　同領額田郡上大門村　百姓次郎左衛門悴　次郎太郎　四十二歳　安永六年褒美

孝行者　同領幡豆郡野場村　百姓　又吉　四十六歳　安永六年褒美

孝行者　同領碧海郡下青野村　百姓　新七　五十七歳　安永六年褒美

孝行者　同領碧海郡下青野村　無田百姓　九蔵　五十一歳　安永六年褒美

奇特者　同領碧海郡上野上村枝口永覚新田　百姓利左衛門妻　なを　三十二歳　天明八年褒美

○孝行者　同領碧海郡小野村　百姓　利右衛門　四十五歳　寛政元年褒美

○孝行者　同領同郡　利右衛門娘　ゆめ　五十二歳　同時褒美

孝行者　同領額田郡古部村　百姓　佐兵衛　五十四歳　寛政三年褒美

孝行者　同領額田郡古部村　百姓　浅右衛門　五十七歳　寛政七年褒美

孝行者　内藤右近将監領分　挙母城下東町　百姓　十蔵　五十六歳　明和二年褒美

国立公文書館
National Archives of Japan

農業出精　同領　挙母城下本町　百姓　喜兵衛　四十歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　挙母城下北町　百姓　八之郎　十七歳　寛政三年褒美

奇特者　同領　加茂郡今村　百姓　清六　五十九歳　寛政三年褒美

○兄弟睦者　同領　加茂郡今村　百姓　甚蔵　十一歳　寛政三年褒美

○奇特者　同領　加茂郡[illegible]江村　百姓　浦野磯右衛門　五十七歳　寛政三年褒美

○農業出精　同領　加茂郡舞木村　百姓　十右衛門　五十八歳　寛政三年褒美

奇特者　同領　挙母城下本町　庄屋　庄市　四十四歳　寛政三年褒美

奇特者　同領　挙母城下中町　庄屋　庄之助　四十二歳　寛政三年褒美

奇特者　同領　加茂郡今村　庄屋　九右衛門　六十七歳　寛政三年褒美

孝行者　大岡千太郎領分　宝飯郡西方村　庄屋　五郎兵衛　六十七歳　明和五年褒美

○孝行者　安部摂津守領分　八名郡中宇利村福津新田　百姓　小之郎　四十二歳　宝暦六年褒美

孝行者　巨勢求馬之助知行所　宝飯郡長沢村　無田百姓平左衛門娘　こよ　二十八歳　寛政三年褒美

忠孝者まん

まんハ幡豆郡源池村の百姓甚平か娘なり幼なりし
時父をうしなひしかハ母ひとりに兒附年季といふ事を
限とさためしに二十四五年ハかりを経て同郡の今川村
の清七かもとに嫁しけれハ年をかさねてつ
へあるに清七やまひの為よわりて後妻も子もわすれ
志のかくハ只姉孝ミわりの鰥をことゝして思
ひて一とせ姑を三年始る程になくなりて母
さへなくてつくえぬ母ハ生れつき弱かりし孫ハ十乃手
業に生さなりしかあまたゝひためぬ時ハまんかこ

なりけれハ母にはなれて家にかへり一度かれ木をうる日にハ
織里二度なれハ程なく絶てまゐらせし何かの親
族をたのミて田地を代なし縁ある八米麦なと求めて
母にすゝめ薪ハ其か許に結へはこひ十町よりあまり
の道を二三把つゝ暁ごとにもちはこひて又其日
ぐらしの安否をとひぬるを常にて其事をこのミ
さらにことあらんかく孝行の志あれハ昭をとひて母
と同く世渡営なんとてそのつとめとおもひけるハ母より
それは母さる事なれと今更かくなる其の不孝のほとの次
てゝたちまん事ハ其の本意にもあらぬなとこそ

をそ迎ころ母箇にせんとて砂糖などかまへて持仰
りかひにかくなく親族をたのミて其まゝその子を
を期まゝ家乃かくこへに母をはかなるを我人来とか
人の母をしらす今にまかりて家とかくハ参りぬるや
同ひしにかゝるにそも母其身をうやくまとゐへ送り
て後の其けてそれ労も多かりし事かとかひなりて
かくりかひしこそいひまゐらすに孝にめつらしき
も其貴ひぬる追ハ母に從ひ其心ひとのの志にそと
てかく嫁ね也母に見せてとのまれハ古きいかにこそ
またいつかる忠孝妻追に称しあへりける也

領主よりも寛政三年六月に米をあたへて賞しける

奇特者　なミ

なミハ碧海郡上野上村の枝にたる永見新郷の百姓
喜左衛門か妻なり天明二ノ年九月風おこりて嫁き
て家をあやまりけるに夫ハこれを防かんとて外
面にいてゝ行けるに夫ハこれを防かんとて外
いたりけるにとかく遊ひあるきて家業をおろそかにし
娘れ四つになりけるを残しおきさらにかへりこす
なきに至りて夫の女れ母子れあはれミ給ふを
こゝろよくめくミあたへ助けぬまちかひ申さくへし

こと悦ひけれハ領主よりこれをきこしめされハ寛政八年乃
十二月にいふに褒美として米をとらせしこと

孝行者　利右衛門

孝行者　とめ

利右衛門ハ碧海郡小野村乃百姓なり高も八石あまり
あまりの田地をもちしか生れつき篤実にして姉乃とめと共に
おやにつかへて孝行なりしかもとより家まつしく
くして老母乃病ひにふしけれハ母にハ子なとのことく
こさせ朝夕の食物も精しくあたへ称とんを月内にて
をゑめ膳をハこしらへつくりて称まくらつけの支度

かゝれどされハ物ごころつきて母乃著などうら
さゝる程ハ色のくらふ事なくお聴にもつきても只
その心を慰めんとのミちらの思ひなきところ利欲為
田畑おのれ作りけるに母たくましさにおあはせて
よく年足腰めぐらずといひぬれハ今ハ村小腰におはせ
三年ほど安からしめたらひおくるに母乃労
おくハつくしこゝろよく安く産する事なし農事を
もかをは用るく励ミしかハ家年々あしたゝせのとき
貢をとゝのへ皆ことごとくいふにいとまなく人のお
先に納めけるを縄俵やう好きのも者に給ハるく

村乃用になくて支役にもそれ期をたがへとあくうの
もれなきも呼ひおらして誘ひて又に遊つれ粒にまゐる
おくハ口をそめにもこむく事なくさ姉も若紀
ころの孝行ありしかさ紀にのありけれ娘あり
て利欲なくよきおりけるにも男の旺に志ある
むくとのまてをめとるまおそひても思ひへかれと
姉法尤に母を意ゆにおしぬるハおのらん後に我
ハ人乃力おくハ介抱も及ぬ事なれハお
これハ人のやんとるく紀道なきハともにもかくのきも嫡
乃心に任せ侍らんといふとめ小向へハ是れ孫男世家に

あつまりくともに母ハたいせやしなひしの行ひけれ
とはなりにはすつんらひにもすりぬへられハこの行ハ
みにはつすへしこしまに讓りしかつなに利右衛門
ころんに従ひ嫁とまりしことに定りけりされ今
に至らぬ孝養をつくし利右衛門か妻子ともらく
勝といふてかの事ひおくにおくなひ睦ひ合まし頃至
よの賞しして寛政元年九四月利右衛門に銀子米
をあたへこれより年々に孝養のなすけにせん
米錢もとらせこめにハ銀をあたへそれかこえたり
身を終るまて扶持米をとらせける

孝行者小三郎

小三郎ハ八右衛門中宮利村乃福津新田に住める百姓な
り初さ附父の七三郎ハとくれ母乃手に育れハまして
あまらしか目をやミて一つなハ目志なをとなれりける
特なハ田地も山中の新田なく大方株ともなりたにあ
なりもあら盲人の事なれハ耕作も業もならりかた
くハ作といふものになりし人をあつらまさく作らしむ
されとあからなく稼廉多く年々のあまりもとひなる
しからねハなく年貢課役なとも償ふのことにならく世
まてのも世下に行ひとくなりぬ母ハ年たいてく

病多くそれゆへよろも自らつとくしてその身の業を
いとなみにまかせさりしかハ妻をむかへてよく助させんと
く思ひはへれとも母のいれんことをはゝかりしかといへハ
それおもくはゝさむへくもあらすと且つくくたし母
へ要をもかハねとおもふてハ乃若しさも孫増りぬへきよて
あらはひとく今よ迎んとも液甥乃ありしを養ひて
助きしめやうれとハ田をいかの林おなく薪をとり道
乃ほと一里半ハかりさりて城隣なる村に之来つ
於とひゆさて十八銭にかへ粟稗あるハ味噌塩やうれ
あれ求めえさく母をやしなふ父の世にありし程

かくゆくまく貧しくもならさりきそれハ庚申講といへる
講よくつとめつるかうせふしよおなきことそれを
もなかしぬさるを母あふにひ出ていよもして庚申
講に加り難しく講元をより集めむありしかなと
いひきれハやうてそれ堂ふにゆゐせて講よわろいつらし
講主よ高をゆれハ多くれ人金銭を貼させく一汁
二菜の膳を調へ人並よかへくなして母乃むねを
とけさせその費へくも織よ補へかとけれハかうら
てらり袖をもろ人かいまよてまつりけとうさぬ文く
よ食せまた貴ひぬれハ持かへりて母よわさせつ

うちありて食しけれハされハ何かなくもありし家
つとふしてをむかくしかとなる孝心ふかく
て年たけ猶いやましなりけれハ讃完をなし見ん
近村の人々もみなる不思儀なからも貞老の志を
かんぬも感しあけれとらせて助遣て里されハ領
主よりも褒美として米を残しあたへし
ハ寶暦六年五月の事とそ聞えし

遠江国

忠義者	井上武之丞領分 濱松城下塩町	町人幸助下男	五平 五十九歳	天明七年褒美
○潔白者	同領 敷知郡入野村	百姓	清吉 三十四歳	天明八年褒美
忠義者	同領 濱松城下七軒町	町人	万四郎 五十四歳	寛政二年褒美
奇特者	太田備中守領分 城東郡桶田村	庄屋	五郎兵衛 四十二歳	安永九年褒美
奇特者	同領 豊田郡源見村	庄屋	七郎右衛門 四十六歳	安永九年褒美
孝行者	同領 佐野郡初馬村	百姓仁平次妻	ちよ 三十九歳	天明四年褒美
孝行者	松平多門知行所 豊田郡萩野村	百姓	宇右衛門 四十九歳	寛政二年褒美

孝行者　同知行所 豊田郡七三井新田村　百姓　武右衛門　四十歳　寛政二年褒美

孝行者　松平八百次郎知行所 山名郡飯田村　金田百姓市左衛門悴　市之助　二十八歳　天明六年褒美

○兄弟睦者　同知行所 山名郡飯田村　百姓　太四郎　五十二歳　寛政二年褒美

孝行者　本多平八郎知行所 城東郡下平川村　百姓　乙次郎　二十四歳　寛政七年褒美

孝行者　同知行所 城東郡下平川村　百姓　清七　六十八歳　寛政七年褒美

潔白者清右衛門

清右衛門ハ敷知郡入野村の百姓なるが天明八年三月廿五日の朝濱松の驛え支役の助に出しゝか驛のうらよく紙入を拾ひけり道よりも旅人にあつけしかるに主ハ志れさりけれハ懐にして見附の驛まてく共に旅を送りをかへすともなく同屋のものにまくハしらしめてゐのこけるに同國寺谷村の梅六といへる者なりと申せるはしさてこかあまさハ役人ともにも小袋のうちを改めしに金三分と米の切手あるにありけれハかゝの主にかへしあたへしそいやし

こゝ者においてはあはれみふかく領主より鳥目をあたへ
くだされけること

兄弟睦者吉四郎

吉四郎ハ山名郡飯田村に住む高七石もてる百姓なり
父乃八三郎ハ十六年先にうせぬ母ハ今年乃春
死せり太四郎吉四郎ハ長子にて二男ハ同國家代村乃
ものゝ養子となり三男ハ此村のなにがしのもとに五年前
ゆかり別れ出でまて吉四郎若き時より心にいれる
ハ孝行にしてもとより事ある毎に親のこゝろを
心ふかくかれら兄弟共中睦くして主恩を守ると

かゝる兄今ハのこるハよろこびのこ教へをまもくハ後乃世の
きまけれともかならへしとらく何事にもよく親のむね
ふたつハ兄弟共中むつましくその後村乃うちにて
もたくさふさこ者なりこ家代村も山川一里あまり
かゝあるも心はへやさしくまた兄弟ともに農業の暇なくへ
ことも一月のうちに二三度ハかならず行かよひて安否
をとふらひ親にもつけくうろこともせとの十日あまりのち
も使ありさりなれハ十五日を限りて秋乃おさめ兄
の事志まてさりにも必往来せさる事なくさらし
村乃ものどもありて十五日にても行かよひかのけまをとる

夜あけぬうちに出ゆきしかへるさへにて所用ありて
其所などいそかはしく道にて出あふ事もまゝあり
ことに米の事ハやとり逸されハ日々に行かよひ秋葉
山にも兄弟ともにまかりて其田野にありても
逸さる所に見あらはれぬ事ハ同しく俵にて揃證
まらしけれハ高十石もちたりしうち三石ハ米の事にま
かゝりしにうちさ地をのこしあらくへしかハ田からの出る
揃を全にわふろにやさしく兄の七石乃所にもなと
らさりしかハ弟ハ甚困にあてけるなとつまへたて
くもちかへんといふにもとらす小百姓乃事
なれハこまひまとりて此おほかたりとも力を添く
さ除して世をわたりかたくうやまひし父もあら
ましに是うちやさしてい事なれを今さらに改む
へうら次ようくうけ其の後家ハ別まれたれハといへとも
いさゝかもへたてなく同家乃ものゝにもひとしくかの純
父の時より佛神を信し今さまるりに病る者
ありとこさけハ寒暑をいとハす冨士垢離とそ人と
ともにまゐりて祈りしとかん寛政二年十月
領主より褒美とらして米をあたへぬ

孝義録巻之三

太政官文庫

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan